会計	繰越	検算	転記		
㊞	㊞	㊞	㊞	○	

（その1）

収支報告書

平成28 年分
（ 開催分）

（ふりがな） こうめいとうしゅうぎいんひれいくみなみかんとうだいさんそうしぶ

1 政治団体の名称 公明党衆議院比例区南関東第３総支部

2 主たる事務所の所在地 神奈川県横須賀市米が浜通１－７－２
サクマ横須賀ビル５０３号室

3 代表者の氏名 古屋 範子

4 会計責任者の氏名 中島 順一

事務担当者の氏名 古山 美佳

（電話） 046-828-4230

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 古屋 範子

公職の種類（現職・候補者の別） 衆議院議員（現職）

公職の候補者の氏名（２人目）

公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

神奈川県選挙管理委員会 受付 29.2.23 収支 第 31 号

受付 29.3.16 収支公開室 第 号

0799

001100

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	7,255,700
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	7,255,700
支出総額	7,255,700
翌年への繰越額	0

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	55,700	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	55,700	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	55,700	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
公明党本部	3,600,000	H28/1/20	東京都新宿区南元町17	
公明党本部	3,600,000	H28/7/20	東京都新宿区南元町17	
この頁の小計	7,200,000			
合　　計	7,200,000			

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
古屋範子後援会	55,700	H28/3/17	神奈川県横須賀市米が浜通１－７－２ サクマ横須賀ビル	古屋範子	
この頁の小計	55,700				
その他の寄附	0				
合計	55,700				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	4,502,449	0	
(2) 光熱水費	196,501	0	
(3) 備品・消耗品費	37,728	0	
(4) 事務所費	1,118,097	0	
小計	5,854,775	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,181,385	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	219,540	0	
小計	1,400,925	0	
合計	7,255,700		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代	15,652	H28/1/22	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代・水道料	18,466	H28/2/15	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代	15,787	H28/3/22	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代・水道料	18,729	H28/4/11	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代	14,670	H28/5/13	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代・水道料	16,614	H28/6/13	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代	15,944	H28/7/20	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代・水道料	17,603	H28/8/22	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代	15,393	H28/9/12	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代・水道料	16,091	H28/10/17	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代	14,280	H28/11/14	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
電気代・水道料	17,272	H28/12/16	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
この頁の小計	196,501				
その他の支出	0				
合計	196,501				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
名刺	11,340	H28/2/23	株式会社サンユー	東京都中野区中央２－５２－１８	
文具・お茶代	12,291	H28/6/3	リコーソリューションズ東京株式会社	東京都品川区北品川１－８－１１	
この頁の小計	23,631				
その他の支出	14,097				
合計	37,728				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
家賃・共益費	81,977	H28/1/22	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/2/15	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/3/22	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/4/11	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/5/13	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/6/13	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/7/20	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/8/22	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/9/12	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/10/17	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/11/14	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
家賃・共益費	81,977	H28/12/16	株式会社サクマ	神奈川県横浜市鶴見区寺谷２－１－20	
航空券代	89,380	H28/5/27	JTB首都圏	東京都千代田区永田町２－２－１	
この頁の小計	1,073,104				
その他の支出	44,993				
合計	1,118,097				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				組織対策費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
為書き印刷代	20,250	H28/3/23	合同会社ピーシーリンク	神奈川県茅ケ崎市十間坂１－３－１８-1001	
為書き印刷代	1,161,135	H28/12/19	合同会社ピーシーリンク	神奈川県茅ケ崎市十間坂２－１－１３-７	
この頁の小計	1,181,385				
その他の支出	0				
合計	1,181,385				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
				監査報酬	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
年調報酬	64,800	H28/4/5	小林満義	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町１－１－１３吉野ビル５階	
監査報酬	148,800	H28/12/27	大崎ケイ子税理士事務所	神奈川県相模原市南区相模台３－８－２	
この頁の小計	213,600				
その他の支出	0				
合計	213,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
				雑費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,940				
合計	5,940				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　2月　6日

政治団体の名称　公明党衆議院比例区南関東第３総支部

会計責任者の氏名　中島　順一　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年２月３日

公明党衆議院比例区南関東第３総支部
代表　古屋　範子　殿

登録政治資金監査人　大崎ケイ子
登　録　番　号　第１１３９号
研修修了年月日　平成２１年４月２２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、公明党衆議院比例区南関東第３総支部の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、公明党衆議院比例区南関東第３総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び振込明細書が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

公明党衆議院比例区南関東第３総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、公明党衆議院比例区南関東第３総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上